主である荷送人が買主である荷受人からの代金取立を確実・迅速・簡便に行うため，鉄道にこれを委託する制度であって，委託を受けた鉄道は，小荷物を運送のうえ，荷送人の指定した代金額を荷受人から受領し，これと引換えに運送品を引渡し，受領した代金額を別途の方法で荷送人に支払うのである。運送を伴なう商品の売買において，代金の取立を確実にするためには，鉄道から貨物引換証の発行を受けて荷為替に取り組む方法もあるが，代金引換制度は，これよりもいっそう簡便・迅速に目的を達成することができる。

2　**代金引換の取扱禁制品**

代金引換扱は，着駅において荷受人の金繰りのつごう等から，相当日数の保管を余儀なくされる場合があり，また荷物の性質上代金引換の取扱を排除する必要があるものもあるので，つぎの物品については代金引換の取扱をしないこととしているが，その他のものは，小荷物として取扱のできるものであれば，すべて代金引換の取扱をする。

(1)　魚介類(干したものを除く)，野菜(干したものを除く)，その他腐敗変質しやすいもの　(2)　植木，盆栽，苗，生花　(3)　動物　(4)　特別扱新聞紙・同雑誌　(5)　貨物引換証または船荷証券を発行したもの。

3　**引換代金額**

荷送人の指定によって取立てる代金額を引換代金額と称している。引換代金額は商品の売買代金，運賃その他の諸掛りを含んだ額になるのが通例であるが，その金額は荷送人が自由に指定することができる。ただし20万円を限度としているから，この範囲内で指定することを要し，また5円未満のは数をつけることができないこととしている。

4　代金引換の取扱方

小荷物の代金引換は，小荷物の取扱をする国鉄線の各駅（社線所属共同使用駅を除く）において，小荷物運賃・料金のほか，所定の代金引換手数料を収受してその取扱をする。

代金引換小荷物切符

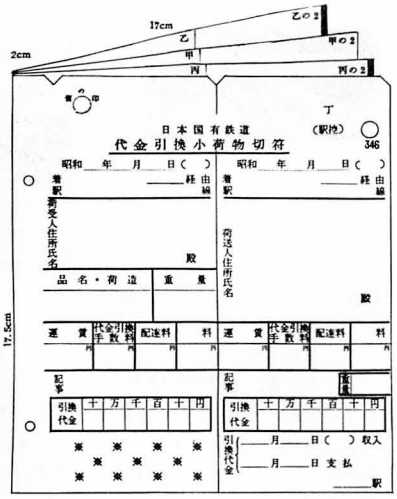

代金引換小荷物の託送があった場合は，つぎの様式の代金引換小荷物切符を発行し，その甲片（代金引換証という）を引換代金の支払用として荷送人に交付し，甲片の2・乙片および乙片の2を小荷物にくくり付けて着駅に送付する。

着駅に到着した代金引換小荷物は，配達扱のものは配達先において，駅留のものは着駅において小荷物を引渡す際に引換代金を荷受人から領収し，甲片の2に駅長が公印を押して領収通知として発駅に送付する。

領収通知(甲片の2)を受理した発駅はただちに荷送人に対して，つぎの書式による引換代金支払通知書を発信し，受託の際交付した代金引換証(甲片)と引換えに引換代金を荷送人に支払う。

> 引換代金支払通知書
>
> 月　日当駅(○○小荷物扱所)発行第　号代金引換証に対する引換代金の支払を致しますから，代金引換証・印章を御持参下さい。
>
> 追って上記代金支払時間は，　時から　時までであります。
>
> 昭和　年　月　日
>
> 府県郡市局区内
> 駅長

荷送人が引換代金受領の際，代金引換証(甲片)を紛失その他の事由で提出できないときは，つぎの文案による保証書（保証人連署）を提出して，これに代えることができる。

> 保証書
>
> 昭和　年　月　日　　収入印紙
>
> 日本国有鉄道　御中
>
> 住所
> 荷送人　氏　　名　㊞
> 住所
> 保証人　氏　　名　㊞
>
> 一　金　　円
>
> 但し昭和　年　月　日○○駅所発行代金引換証
> 第　号に対する引換代金額
>
> 代金引換証　　のため，本証をもって上記金額を領収いたしました。ついては，今後前記引換証を提出しないことに因って生ずる一切の損害は連帯してその責に任じ，日本国有鉄道に対しては御迷惑をかけません。

5　代金引換の追付・取消および引換代金の増額・減額

小荷物の受託後，商取引の変動その他の理由で代金引換関係にも変更を生ずることがあるので，発駅返送・着駅変更・荷受人変更等の一般の指図のほか，つぎの指図が認められている。

(1)　**代金引換の追付**（一般の小荷物を代金引換付に変更すること）

(2)　**代金引換の取消**（代金引換小荷物について代金引換を取消し，一般の小荷物に変更すること）

(3)　**引換代金の増額**（代金引換小荷物の引換代金額を増額すること）

(4)　**引換代金の減額**（代金引換小荷物の引換代金額を減額すること）

上記の指図のうち，代金引換の追付および引換代金の増額の指図は，処理上の関係から当該小荷物が発駅にある間，すなわち発駅発送前にかぎって応ずることとしている。

代金引換関係の指図に応じた場合は，荷主の責とならない事由による場合を除いて，所定の代金引換指図手数料を収受し，また発駅返送・着駅変更その他の一般の指図とともに，代金引換関係の指図がなされる場合は，一般の指図手数料のみを収受し，代金引換指図手数料は収受しない。⟶代金引換証。(金田政吉)

だいきんひきかえしょう　代金引換証　代金引換の小荷物または貨物を受託した場合に，鉄道が発行し荷送人に交付する帳表であって，運送契約の内容を証明する証拠証券であると同時に，引換代金支払いに対する引換証および支払証票である。荷送人は運送品に対する代金取立の方法として，荷物代金引換規程(昭和25・3日本国有鉄道公示第31号)の定めるところにより，その託送する小荷物および貨物(車扱貨物を除く)について，荷送人の指定する金額（1口20万円以下）を当該小荷物および貨物引渡しの際荷受人から取立て，これを発駅において荷送人に